

## 群馬大学国際交流会館細則

平成 16. 4. 1 制定

改正 平成 23.10. 1 令和 5. 1. 1

令和 7. 4. 1

(趣 旨)

第 1 条 国際交流会館において必要な事項は、群馬大学国際交流会館規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(入居の募集及び申請)

第 2 条 館長は、会館の空室が見込まれる場合には公募等により入居者を募集する。

2 規程第 7 条第 1 項の規定により、入居を希望する者が入居を申請するときは、原則として入居を希望する日の 2 か月前までに別に定める入居許可申請書を提出しなければならない。

3 入居の申請ができる者は、入居希望日において規程第 6 条各号に規定する入居資格を有している者とする。ただし、規程第 6 条第 1 号ウ及び同条第 2 号ウに規定するその他館長が適当と認めた者を除くものとする。

(入居者の選考)

第 3 条 館長は、提出された入居許可申請書により、別に定める選考方法に基づき選考を行う。

2 前項の規定にかかわらず、同順位で入居定員を超えるときは、抽選により順位を付す。ただし、抽選に当たり合理的な理由がある場合はその理由を考慮することができる。

(入居許可及び通知書の交付)

第 3 条の 2 館長は入居の許可を、原則、入居日の 1 か月前までに行うものとし、入居を希望する者に対し、別に定める入居許可通知書を交付する。

(入居の手続)

第 4 条 入居の許可を受けた者は、別に定める誓約書を、入居する日までに提出しなければならない。

(入居期間の延長)

第 5 条 規程第 10 条第 2 項の規定により、入居者が入居期間の延長を申請するときは、入居期間満了の日の 2 か月前までに別に定める入居期間延長申請書を所属学部等を経て、館長に提出しなければならない。ただし、延長期間は 1 年を限度とする。

(入居期間延長の許可)

第 6 条 館長は入居期間の延長を許可したときは、第 3 条の 2 の入居許可通知書を交付する。

(寄 宿 料)

第 7 条 規程第 11 条第 1 項の寄宿料の額は、国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程で定めるところによる。

2 入居者は、入居又は退去の日が月の途中である場合であっても 1 か月分の寄宿料を納

付しなければならない。

- 3 入居者は、毎月所定の日（月の途中で入居又は退去する場合は、別に指定する日）までにその月の寄宿料を納付しなければならない。ただし、休業期間中の分は、休業期間前に納付しなければならない。

（使用料）

第8条 規程第11条第1項の使用料の額は、別に定めるところによる。ただし、月の途中において入居又は退去する場合、その月の使用料は、使用料の日額にその入居日数（入居日及び退去日を含む。）を乗じて得た額とする。

- 2 入居者は、使用料を毎月所定の日までにその月の分を納付しなければならない。ただし、月の途中で入居又は退去する場合は、別に指定する日までに納付しなければならない。

- 3 入居者が指定の期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納付の日までの日数に応じ、未納の使用料に対し国立大学法人群馬大学会計事務取扱規程により計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

（光熱水料等）

第9条 規程第12条の光熱水料等は、次の各号に定めるとおりとする。

（1）居室の専用メーターによるその使用量に応じた経費（専用メーターによれない場合は、均等負担とする。）

（2）共用施設に関し、均等負担とする経費

（3）その他館長が必要と認める経費

- 2 月の途中で入居又は退去するときの前項第2号の経費は、日割額にその入居日数を乗じて得た額とする。

- 3 第1項に規定する光熱水料等は、寄宿料又は使用料と同時に納付しなければならない。

（通知）

第10条 入居者に対する寄宿料及び使用料の改定その他必要な通知は、会館内の掲示板に掲示して行う。

- 2 前項の通知は、7日を経過した日をもって周知したものとみなす。

（退去手続）

第11条 規程第15条第1項第1号により退去しようとするときは、入居者は原則としてその1か月前までに別に定める退去届を所属学部等を経て、館長に提出しなければならない。

（退去の猶予）

第12条 規程第15条第2項の規定により退去の猶予を希望する者は、別に定める退去猶予申請書を、原則として入居許可期間の満了の日の2か月前までに所属学部等を経て、館長に提出し、その許可を得なければならない。

- 2 館長は、退去の猶予を許可したときは、別に定める退去猶予通知書を交付する。

（退去時の点検）

第13条 入居者は、退去に当たり、居室その他居室に付属する設備及び備品等について館長が指定する者の点検を受け、その指示に従わなければならない。

(共用施設の使用)

第14条 共用施設の使用を希望する入居者は、国際交流会館共用施設使用届(任意様式)を、事前に館長に提出しなければならない。

(入居者以外の宿泊)

第15条 会館は、入居者以外の者の宿泊を禁止する。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(遵守事項等)

第16条 入居者は、規程及びこの細則に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 居室の全部又は一部を他人に貸与しないこと。
- (2) 居室を居住の用以外の目的に使用しないこと。
- (3) 居室の施設・設備に工作等を行わないこと。
- (4) 居室の設備を移動しないこと。
- (5) 居室の備品等を居室外に持ち出さないこと。

2 入居者は、会館の管理運営に係る館長の指示に従わなければならない。

(細則の改廃)

第17条 この細則の改廃は、館長が行う。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。